

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月26日から同年4月1日まで

私は、昭和50年4月から53年3月31日までA社に営業職として勤務したが、国（厚生労働省）の記録によると、厚生年金保険の資格喪失日が53年3月26日となっているので、申立期間についても被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚2人の供述から、申立人はA社に昭和53年3月31日（金曜日）まで勤務していたものと推認される。

また、申立人は、「退職時に、事務員から、厚生年金保険の加入は3月までなので4月から国民年金に加入するよう説明された。」としているところ、申立人はA社を退職後、昭和53年4月1日から国民年金に加入し、同年4月以降の国民年金保険料を納付していることから、申立人は当時、同年3月31日まで同社に在籍していたものと認識しており、それに基づいて国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立人の妻は、本来であれば、夫である申立人がA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和53年3月26日付けで国民年金の任意加入者から強制加入者に種別変更されるべきところ、オンライン記録によると、同年4月1日付けで種別変更されている。これについてB年金事務所に照会したところ、「制度上、申立人のA社の厚生年金保険資格喪失日

(昭和 53 年 3 月 26 日)、国民年金加入日(昭和 53 年 4 月 1 日)及び妻の国民年金種別変更日(昭和 53 年 4 月 1 日)は一致していなければならないので、申立人の厚生年金保険資格喪失日又は国民年金加入日のいずれかの届出が間違っ行われたものと推認される。また、申立期間当時、国民年金の加入手続が行われる際には、原則として、離職票や退職証明書等により、本人が直前に勤務していた事業所の退職日を確認するよう市町村に対し指導していた。」と説明している。これらを踏まえると、申立人の A 社の退職日は、昭和 53 年 3 月 31 日であった可能性が高い。

加えて、申立人が A 社で厚生年金保険の資格を喪失した昭和 53 年 3 月 26 日の前後の計 3 年間に資格を喪失した 10 人(申立人を除く。)のうち、7 人は 1 日付けで資格を喪失(前月末日に退職)し、ほか 3 人は 26 日付けで資格を喪失(当月 25 日に退職)しているところ、当該 3 人のうち 2 人は、「私も申立人と同様に退職月の末日まで勤務し、同月分の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和 53 年 3 月 31 日まで A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 2 月のオンライン記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、当時の事業主は故人となっており回答は得られないが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和 53 年 3 月 26 日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から19年6月までの国民年金保険料については、免除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年4月から19年6月まで
平成18年8月頃及び19年7月頃にA社会保険事務所(当時)で、国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年8月頃と19年7月頃に国民年金保険料に係る免除申請を行ったと主張しているが、i) B市C区役所が保管する申立年度の免除申請受付簿に申立人の氏名を確認できないこと、ii) 申立年度の免除申請書綴りに申立人の申請書は確認できないこと、及びiii) 申立人は、免除申請手続後の社会保険事務所(当時)における審査結果により、必ず送付される免除承認通知書又は却下通知書のいずれも受け取った記憶は無いとしていることなどから、申立人が申立期間の免除申請を行った形跡は見当たらない。

また、オンライン記録の納付督促事蹟^{じせき}によると、平成18年9月から21年4月までの期間において戸別訪問及び電話により納付督促が繰り返し行われていることが確認できることから、当該期間において申立期間の全部又は一部が未納として扱われていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間について、国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 3 日から 50 年 4 月 1 日まで

申立期間については、A店で勤務していた。入社時に厚生年金保険被保険者証を会社に提出して厚生年金保険に加入したはずなので、当該期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B社が経営するA店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時にA店に勤務したとする同僚 11 人（申立人を除く。）のA店勤務当時における厚生年金保険の加入についてオンライン記録を確認したところ、6人がB社で加入しているが、残る5人については加入が確認できない。

また、上記5人のうち2人が「A店に勤務していた時には厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述している上、B社の元事業主が、「はっきりとは覚えていないが、A店では、厚生年金保険に加入させていたのは正社員の従業員であり、パートやアルバイトには加入させていなかったかもしれない。」旨供述していることから、当時、B社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が入社したとする月の前後2か月について、B社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の原票は無く、整理番号に欠番等も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。